

不登校児童生徒に手厚い支援を！

＝教育機会確保法の成立について＝ ～文部科学省～

12月7日の通常国会において、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が可決、成立した。公布日から2ヶ月後に施行される。ただし、第4章の規定は、公布日から施行される。

教育機会確保法概要（全日教連要約・抜粋）

第1章 総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

基本理念

- 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準の維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間の団体等の相互の密接な連携

第2章 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

第3章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講ずる、又は講ずるよう努める

- 1 全ての児童生徒に対する学校における取組を支援するために必要な措置
- 2 不登校児童生徒の情報の教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での共有の促進に必要な措置
- 3 不登校特例校の整備及びそこにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 教育支援センターの整備及びそこにおける教育の充実等に必要な措置
- 5 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 6 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒及びその保護者に対する情報の提供、助言等の支援に必要な措置

第4章 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等の必要な措置を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる

第5章 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 相談体制の整備

（詳しくは、<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/190/pdf/t051900341900.pdf>）

同法は基本理念として、全ての子供が安心して教育を受けられる学校環境の確保や、不登校の子供の様々な学習の実情を踏まえた支援の必要性を明記している。また、国や自治体は特別な教育課程を持つ「不登校特例校」や、公立の「教育支援センター」の整備に向け必要な措置を講ずるよう努めるとし、無理な通学はかえって状況を悪化させる懸念があるため、「休養の必要性」を認めた。更に、状況を継続的に把握し、子供や保護者にはフリースクール等民間施設の情報を提供するよう求め、夜間中学への就学機会の提供も盛り込まれた。

現在、12万6,000人にもなる小・中学校における不登校児童生徒にとって、今回の法整備が直接、その解決に向けて大きな働きとなるわけではない。一人一人異なる原因や状況に合わせた、学校現場の手厚い対応が今後更に必要である。そうした状況を、サポートできる体制整備が、同法により進められなくてはならない。また、地方自治体によっては、公的な教育支援センターが整備されていないところもあり（約40% H27文科省調べ）、早急な設置が望まれるところである。

全日教連は、本法により必要な措置が講じられ、学校現場において増加する不登校への対応が、児童生徒にとって実効性のあるものとなるよう各単位団体と調査・検証を行うとともに、関係諸機関に要望していく。